

「公務員の仕事に関する法現場での比較学習」

# 2012年度 東京研修報告書





## 編 集 後 記

### 折登ゼミ

この報告書を編集するにあたって何度も認識させられたことがあります。それは我々が研修で如何に貴重な経験を得たか、その背景にどれだけの労力が払われているか、です。特に前者においては市村議員や河内山理事長ほか政治の第一線で活躍されている方の講話を聞くことができました。

これは取りも直さず我々への期待であり、我々が未来に対して負っている責任であると感じました。これからの大学生活ではこの期待に応え、責任を全うするよう学問に取り組んでいこうと思います。 中谷 清続

編集の仕事は、皆が執筆してくれた全ての資料をまとめなければならないので、正直、大変な仕事だなと感じていました。しかし、他の人の意見と自分の意見の違いを知り、今回の東京研修が、自分にとってより深いものになりました。 永田 修平

最高裁判所や国会議事堂等、普段は見ることのできない場所を見ることができ、大変ためになりました。また、国際的に活躍されている内閣府の方、福岡出身の議員の方のお話を聞くことができ、刺激になりましたし、将来について考える上で大変参考になりました。

東京研修でお世話になった方々、折登ゼミのみんな、そして折登先生、お世話になった様々な方に大変感謝しています。ありがとうございました。 平野 洋一郎

### 岡本ゼミ

今回の東京研修で行政関連の施設などを見学させていただきました。研修の中で普段見られないことを見て良い経験になりました。私自身の将来に生かせるようにしたいです。

最後に、今回の機会を与えて下さった教授や関係者の方には大変感謝しています。 久保 智寛

今回の研修では、多くの方にお話をしていただき、普段の学校生活では得ることのできない多くの知識を身に付けることができました。仕事をされている姿を実際に見ることができ、とても有意義な研修でした。

研修のために時間を割いてくださった関係者の皆様に感謝の気持ちを忘れないようにしたいです。

澤邊 葵

今回の東京研修では、普段入る事の出来ないような施設や、現場のお話を聞かせて頂いて、とても有意義な研修となりました。今後の活動や将来に活かして行こうと思います。

最後になりましたが、今回の研修のために協力して下さった関係者の皆様方と岡本教授、大学の関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。 肥川 俊祐

### 「公務員の仕事に関する法現場での比較学習」

－ 東京研修報告書 －

発行 平成24(2012)年12月18日

発行者 福岡大学法学部

〒814-0180 福岡市城南区七隈8-19-1

電話 (092) 871-6631

編集 折登基礎ゼミ学生一同・岡本基礎ゼミ学生一同

## 畠田 公明 法学部長 挨拶



本学法学部法律学科では、初年次教育の充実の一環として、1年次学生を対象とした基礎ゼミにおいて、国や地方の行政、司法、立法などに関し、実地研修を行うことによって基本的な理解を深めるためのプログラムが設けられています。平成24年度は折登美紀教授および岡本信一教授が担当する基礎ゼミ2クラスにおいて、通常の授業形態の演習のほかに学外での各種研修を組み合わせ実施されました。

本プログラムの目的は、将来の進路として公務員をめざす学生に対して、早い段階から、わが国の政府や中央官庁・地方自治体等の役割を考えさせるとともに、公務員の仕事について実際に現場で体験して具体的に学ぶ機会を与えて、参加学生により一層明確な目的意識を得させて、各グループに分かれて主体的に目標に向かってお互いに学ぶことを促すことにあります。

本年度、本プログラムを担当していただいた折登美紀教授・岡本信一教授には、プログラムの企画立案から受講生の選考、さらに本報告書の作成に至るまで様々なことをお引き受けいただきました。両教授は、大学での法律学・行政学等を勉学する上で必要な基礎力を学生に習得させるために、現代の実際の社会情勢、公務員等の職務・活動の社会的意義、法律学・行政学等の学習と自らの進路・職業との関わりなどについて、東京における内閣府や法務省等の中央官庁、国会、さらに最高裁判所の訪問研修などの学外研修を通じて、学生が実感をもって認識できるよう指導に尽力されました。これらの具体的な内容については、本報告書における各ゼミの報告該当部分をご参照ください。

本プログラムに参加した学生の皆さんには、このプログラムで得た貴重な知識・経験を活かし、また現場の体験的学習やグループ活動を通して培われた強い絆を大切に、各自の将来の目標に向かって次年度以降の勉学に励み、卒業後希望する進路を実現することを期待しています。

最後に、これらの研修やゼミ活動は受講生にとって極めて有意義な体験となりましたことは、学外訪問研修に対応していただいた方々をはじめ多くの関係者の方々のご協力ご支援がなければ実現できなかったものであり、心よりお礼を申し上げます。また、本プログラムの設置から実施完了まで、多大なご尽力をしていただきました折登教授・岡本教授、また、以前に本学部の教授として本プログラムを担当していただいたご経験に基づいて貴重なご助言・ご協力も賜りました内閣府大臣官房公文書管理課の小林真一郎先生ならびに総務省行政管理局の植山克郎先生、さらに過大な事務的負担を引き受けていただいた法学部事務室の皆さんに深く感謝する次第です。

# 2012年度 東京研修報告 基礎演習

担当：折登美紀

この東京研修は、法学部法律学科1年生対象の「基礎演習」を履修している学生たちが参加する。大学に入学したばかりの学生が、これから学んでいく学問が実務の現場でどのように機能しているのかを体得し、4年間の勉強の意義付けを行う場と期待されている。

夏期休暇を利用して3泊4日東京に赴き、施設見学及びレクチャーを受ける。東京研修を実りあるものとするため、事前研修、事後研修を行う。事前研修では、我が国の統治に関する基礎的知識を得ること、事後研修では、東京研修で学んだことを纏め、浮かび上がった課題を議論することとした。また、自己学習として、数冊の新書を指定し、「読書ノート」の作成を課した。

東京研修を振り返り、学生たちは、「社会の仕組みや課題等の基本的な事柄を理解していなかった」「考察が足りなかった」等、研修を通して実感したことと思う。この研修で得られたことを基礎に、今後学生たちが明確な目標を持って愈々熱心に勉学に取り組み、有為な人材となって、社会に貢献してくれることと期待している。東京研修では多くの方々にお世話になった。多忙な中貴重な時間を割き、学生へ案内、説明、レクチャーをしてくださったことに心より感謝を申し上げたい。

## ■自己学習指定図書■（各自「読書ノート」を作成し、7月に提出）

- ・樋口陽一『憲法と国家』
- ・佐々木信夫『道州制』
- ・宮本太郎『弱者99%社会』
- ・鈴木亘『財政危機と社会保障』
- ・岩波新書編集部『日本の近現代史をどう見るか』

## ■事前研修■（4月～7月の毎週、3～4名からなるグループが以下のテーマについて報告）

- ①憲法の特長、②我が国の統治機構、③行政の権限、④裁判制度と司法権、⑤地方自治
- ⑥違憲立法審査権、⑦法治主義、⑧国と地方との関係、⑨行政改革、⑩住民訴訟
- ⑪社会保障、⑫国会の権限と二院制

## ■東京研修■（9月3日～6日、6日は1～3の3班に分かれ研修）

9月3日	午後	○最高裁判所<全員見学研修>、○法務省法務資料室<全員見学研修>
9月4日	午前	○社会保険診療報酬支払基金<セミナー1>支払基金理事長：河内山哲朗氏
	午後	○衆議院<全員見学研修>案内－衆議院委員部長：向大野新治氏 ○衆議院議員会館<全員見学研修>面談－衆議院議員：市村浩一郎氏 ○警視庁<全員見学研修>
9月5日	午前	○内閣府及び総務省<セミナー2>内閣府国際平和協力本部事務局：相原泰章氏 内閣府：西澤雅道氏、総務省行政管理局：植山克郎氏
	午後	○厚生労働省<セミナー3>厚生労働省大臣官房：山田敏充氏 ○東京都庁<全員研修見学>
9月6日	午前	○東京高等検察庁及び憲政記念館<1班>東京高等検察庁検事：佃美弥子氏 ○日本銀行・明治大学博物館<2班> ○防衛省市ヶ谷及び靖國神社<3班>

## 研・修・報・告・記

### 1. 最高裁判所 <全体研修・全員参加>

(執筆／藤田大輝)

#### 1. 最高裁判所とは

最高裁判所の独特な造りにとても驚いた。天井の中央部には円筒状の大きな吹き抜け（直径14m）があり、直接自然の光を取り込むことができるようになっている。また、壁には4枚の西陣織の壁掛けがあり、裁判官席側に太陽を表すものが2枚、傍聴席側に月を表すものが2枚掛けられていた。

最高裁判所内の大ホールには2つのブロンズ像があった。1つは彫刻家の圓鏗勝三（えんつばかつぞう）氏の作品で、ギリシャ神話の法の女神「テミス」をイメージして作られた「正義」像である。左手に天秤、右手に剣を持った姿をしていた。もう1つは彫刻家の富永直樹氏の作品「椿咲く丘」である。椿の花が咲く丘のベンチに男の子と女の子が座っていて、そこに鳩がとまっているという作品である。この作品は法による平和を願うものだそうだ。

#### 2. 最高裁判所の裁判

最高裁以外の裁判所と最高裁判所との異なる点は、最高裁以外の裁判所が事実審であるのに対して最高裁判所は法律審であるということだ。事実審とは訴訟当事者などからの証言、証拠などを審理し、裁判官が事実認定・法律適用を行うことである。これに対して、法律審では事実認定などは行われず、既に認定された事実に対して法律判断が行われる。

最高裁判所には、5人の裁判官で裁判を行う小法廷が3つ、15人全員の裁判官で裁判を行う大法廷が1つある。大法廷で行われる裁判の件数は年間わずか3～4件で、大法廷の存在の特別さがうかがえた。



#### 3. 感想

法は不正を正すものであり、公平をもたらすものである。しかし同時に使い方を間違えれば多くの人を不幸にもする。最高裁判所の見学を通じて、私たち法学部学生は「法」を学ぶ責任の重さを認識しなければいけないと感じた。

### 2. 法務省法務資料展示室 <全体研修・全員参加>

(執筆／永田修平)

#### 1. 法務省赤れんが棟

法務省法務資料展示室の建物は赤れんが棟と呼ばれ、官庁集中計画案に基づき、ドイツの高名な建築家エンデとバックマンが作った。明治21年に着工、同年28年に竣工された。しかし、昭和20年、戦災により、れんが壁とれんが床を残して焼失してしまう。戦後、昭和25年までに改修され、その後、法務省の本館として使用されてきた。そして、平成3年に復元工事が始まり、平成6年に創建当時の姿に復元された。また昭和6年12月には、国の重要文化財に指定された。



## 2. 法務資料の展示

法務資料展示では、我が国最初の基本法典である、日本刑法草案が展示されていた。これは、我が国で明治維新以後、二官六省体制をとっていた時代の、司法省が編纂した。この時、「お雇い外国人」として、この草案作りに携わったのが、フランス人のポアソナードである。また、商法の草案を作ったのは、ドイツ人のロレンスである。さらにこの部屋は、赤れんが棟が建てられた当時の司法大臣官舎の大食堂が復元されていた。

## 3. 感想

法務省赤れんが棟を見たとき、趣のある建物だと思った。明治時代に建てられた、西洋風の赤レンガ造りの建物が、現在でも使われていることに感銘を受けた。

また、自分で調べたところ、ポアソナードは民法においても起草したが、当時の日本には自由主義への抵抗が大きかったため、当時の日本人には合わないと言われ、後に法学者、穂積八束によって編纂されたということである。

## 3. 社会保険診療報酬支払基金 <セミナー研修・全員参加>

(執筆/藤田大輝)

### 1. 社会保険診療報酬支払基金とは

社会保険診療報酬支払基金(以下、支払基金)に伺い、理事長の河内山哲朗氏のセミナーを受けた。講師の河内山氏は、1958年に山口県に生まれ、1981年に早稲田大学法学部を卒業、同年に松下政経塾に入塾。1993年には柳井市市長に初当選を果たし、2009年までの間4期16年間市長を務めた。市長就任当時は全国最年少の市長であった。その後、2010年社会保険診療報酬支払基金理事長に就任している。

支払基金とは、1948(昭和23)年9月に設立され、2003(平成15)年に特殊法人から「特別の法律に基づく民間法人」へ移行した医療行為に対する報酬の審査と支払を行う組織である。支払基金は本部和都道府県単位の47支部によって構成される全国組織で、本部和各支部にはそれぞれ公正に審査を実施するための審査委員会が設置されている。支払基金は、主に被用者のための医療保険(被用者保険)に関して、約13,000か所の委託を受けて、毎月約7,400万件・年間8億9,000万件的レセプト(診療報酬明細書)について「審査」と「支払」を実施している(年間で約10兆円もの金が動く)。

### 2. 講話の内容

支払基金は、日本の医療制度を支える上で大きな役割を果たしている。支払基金が医療行為を提供する側、つまり、医者や病院経営者等に安心を与えているからだ。支払基金のような制度が確立されていない状況では、医療提供側は患者側が確実に報酬を払えるという確信が得られない限り、医療行為を提供しないという状況が高確率で発生しうるのである。

他国の状況のみをみる。イギリスにはNHS(national health service)という国民保健サービスがあるが、国が税金で医療費を払っているため、医療選択の自由度が低いのが現状だ。高度な医療が必要な場合、民間や外国に頼るしかなく、これについては全額自己負担である。韓国では日本と比べ保険が適用される医療が半分ほどである。特に悲惨なのはアメリカや中国だ。アメリカでは、大手企業の従業員や裕福層は民間の医療機関と密接な関わりを持っているため、安心かつ安定的に医療サービスを受けることができる。しかし、その他の大多数の国民は莫大な医療費を請求されるため、容易に医療を受けられる状況ではない。また、中国では8億人以上の人(貧困層)が保険に入っていない。こ

これらの人にとっても医療は遠い存在だ。

翻って、日本では、1961年の国民皆保険完成から2012年で51年がたち、保険制度の確立、社会保障の拡大が1つの見方として国民の生活を豊かにしているのは確かだ。現に日本人の平均寿命は1950年には男性58.0歳、女性61.5歳だったが、2010年には男性79.64歳、女性86.39歳となり、大幅に伸びている（女性の平均寿命は世界1位）。しかし、増える社会保障費が日本の財政を圧迫し、日本人の地力を脆弱にしたことも事実である。財政をみると、2010年度の社会保障関係給付費は約105.5兆円（内約：年金53.2兆円 医療32.1兆円 福祉その他20.1兆円）。これに対してGDPは約500兆円。社会保障給付費は、GDPの実に2割にあたる。1990年からの社会保障給付費の推移をみると、10年ごとにその総額が約30兆円ずつ増えている。現在の社会保障制度では、今後もさらに増加していくだろう。現在の社会保障制度は税金と保険料で支えられている。しかし超少子高齢社会の現在では、50年前には1人の高齢者を11人で支えていたものが、1人を3人で支えなければならない。若者、高齢者ともに不安は大きいのである。格差を無くすために、国が最低保障年金を定めるべきことである。また、今の日本の若者は保険料を払わなくなっているようなので、この問題とも向き合わなければならない。

こうした制度改革に加え、今後は国と国民の信頼関係の回復、地元力の活用と振興が大事であり、急務である。なぜならあと10年ほど経過すると、昭和21年～24年生まれの人（団塊世代）が後期高齢者となり、日本が高齢者社会のピークを迎え、年金、医療費が増大するだけでなく、認知症患者が増加するためマンパワーも費用も増加する。

地元力の活用は行政にすべてを任せるのではなく、地縁・血縁を最大限活用するという意味も含まれている。山口県周防大島を例に考えてみる。大島では定年を迎え、島に帰ってきた人が新人として消防団に入団する。これには三重の意味でメリットがある。一つには、基礎自治体の仕事を元気な高齢者に行ってもらうことで基礎自治体に余力ができる。また、高齢者に誰に必要とされる生きがいや再発見して頂き、今後も元気に過ごしていくことで、医療費の削減が期待できる。さらに、高齢者と地域住民とのネットワークを作っておくことで、高齢者の方に不測の事態が発生したとき、高齢者の方の命を守るセーフティーネットにすることもできる。例えば、一般の車を持っている人が、公共交通機関の整備が十分でない地域に住んでおられる高齢者を、目的地まで送り迎えするという地域ネットワークが存在する。これによって稼働していない車両の有効活用ができ、高齢者と医療機関の距離を縮める事ができる。こういった地力を生かした制度を活用していく努力をすること、より良くしていく手伝いをする事が行政の役割である。だからこそ、これまでの公務員は与えられた仕事、もしくは以前から行っていた仕事を忠実にやっていくのが得意だったが、今後の公務員にはこれに加えて、チャレンジ精神、イノベーション（改革）意識を持った人材が必要なのである。

### 3. 感想

今回のセミナーを受けて、社会保障という分野に興味を持つことができたし、個人としても、現在の日本の社会保障がどうなっているのか、学ぶ必要があると実感した。また、私がこのセミナーで最も印象的だったのは、医師不足についてのお話だった。現在日本では、小児科、産婦人科、麻酔科など訴訟の多い科を医師が避けるようになっているという現状を知った。そのうえで、総合病院を増やせば良いのではないか等の解決案もお話頂けた。医療を必要としている人が、必要なサービスを受けられないというのはあってはならないことだと考える。私の住む地域では、医師不足・病院の部屋不足が顕著にみられ、自宅から遠くの病院に通っている患者さんがいると聞いている。これらの問題を今後どう解決すればよいか、自分たちの問題として、今後も議論していきたい。

## 4. 衆議院 <全体研修・全員参加>

(執筆/後藤 聡)

今回の研修は福岡大学附属大濠高校の出身である市村浩一郎衆議院議員及び事務所のご厚意により非常に充実したものとなった。まず初めに衆議院食堂に案内してもらい昼食をとった。食堂の中は、レトロチックかつ壮麗であった。

### 1. 衆議院内の見学

向大野新治衆議院委員部長の案内により、衆議院本会議場、第一委員会室を見学し説明を受けた。まず初めに、第一委員会室に案内していただいた。第一委員会室は、予算委員会などのテレビ中継でよく見る部屋で、実際に総理大臣の席や議長席などの席の説明を受け、実際にそれらの席に座らせていただいた。その次に衆議院本会議場に案内していただいた。その際に、議員定数は海外に比べて人口比率で非常に少ないということ。日本の議場の形は剣線に向かい合わせになるイギリス系と異なり、全員が議長のいる中心を向き大陸系で半円型をしていること。御座所という天皇が本会議に来られた時に通される場所があるが、今までで1度も利用されたことがないということなどを教えていただいた。また、国会議事堂内を移動している際には、国会議事堂には3つの銅像がかざられており、それは伊藤博文、板垣退助、大隈重信であること。また、板垣退助の銅像は手がポケットに入れられており、この銅像が天皇の通る場所にあるのは失礼だ、などの議論が起こったこともあるらしいということ。それぞれの銅像が4隅に配置されており、1ヶ所だけ空いているのは、完全に完成してしまつたらあとは下りしかないためやそこへ自分の像がかざられるよう頑張りなさいなどの意味が込められているからなど諸説あること。国会議事堂の設計は、公募制で118図が20図に絞られ、さらに4図となり、最終的に渡辺福三氏の設計図が選ばれたこと。国会議事堂の中には通路に郵便ポストがあるがこれは非常に珍しい形をしていて、仕組みとしては全ての階のポストがつながっており、そのポストに投函すると地下にある収集場に集められ、まとめて発送されるようになっていること。そのポストは、ほとんどが日本製である国会議事堂には珍しく海外製である。そのわけは、すでにアメリカでこの仕組みのポストが作られており、日本が勝手に作ることができなかったからであること。また、この仕組みのポストは明治生命ビルが最初であることなどもお教えいただいた。

衆議院見学終了後、議員会館にも案内していただき、実際の議員の方々の日ごろの仕事場ものぞくことができた。

### 2. 感想

今回、日頃決して立ち入ることができない場所へ案内していただいた。実際にここで自分たちの生活を左右するような法律などが決められているのかと思うと、これまでよりも国会というものを身近に感じるができるようになった気がする。また今回自分たちのような一般学生を同郷九州より来たということだけでここまで手厚く案内お世話していただいた、市村浩一郎衆議院議員及び事務所の方々、向大野新治衆議院委員部長への感謝の気持ちと次の時代を担っていく自分たちの志をより高きもち、日々さまざまなことへ努力しなければならないという決意を持った。



## 5. 警視庁 <全体研修・全員参加>

(執筆／西村里奈・綿森友梨)

### 1. 紹介

東京研修2日目、私たちは東京都千代田区霞が関にある警視庁を訪れた。そこは、重厚感と緊張感が漂っていた。テレビ映像で見ていた警視庁を実際に見学ができる喜びは一入だった。警視庁が創設されたのは1874年。東京都公安委員会の管理の下、「都警察の本部として警視庁を置く」(警察法47条1項)として、警視総監と副総監を置き、9つの部、犯罪抑止本部、警察学校、10の方面本部と102の警察署により構成されている。平成23年4月1日現在、警察官の数は43,273人で前年度より100人ほど増え、交番は前年度より3か所減った826か所となり、都民生活の安全と平穩の確保を24時間体制で確保に努めている。他の道府県警察との違いは、日本の首都である東京都を直轄している他に立法府、行政機関、駐日大使館、総理大臣官邸等の重要施設の警備、内閣総理大臣等(国务大臣、主要党首、与党幹部)の護衛にあたることである。警視庁のみならず、霞が関の至るところで警察官が警備に配置されている姿を見た。

### 2. 内容

そこで、私たちは警視庁の引率の方の説明の下、まずは一人ひとりがボタンを使って参加できるクイズをし、警視庁の歴史、活動、警察学校についてのビデオを鑑賞した。次に警察参考室へと案内された。そこには、昭和10年から現在までの制服の移り変わり、警視総監から巡査までの階級章、麻薬・覚せい剤のサンプル、偽造ブランド品、大久保利通暗殺事件関係資料、初代警視総監(川路利良)の愛刀・袴など現在の警察を知る上で参考になる資料が約1000点展示されていた。また、警察参考室内では、警視庁のシンボルマスコットのピーポ君と白バイをバックに唯一撮影できるコーナーもあり、警視庁見学に来たという大きな思い出の一枚をおさめることができた。最後に通信指令センターに案内された。警視庁には、23区の110番を受理する本部指令センター(千代田区霞が関)と多摩地区の110番を受理する多摩指令センター(立川市)の2つの指令センターがある。通信指令センターの勤務は、24時間体制であり、110番で受理された内容は110番受理担当者が素早くコンピュータに入力し、同時に無線担当者から警察署、パトロール中の警察官、パトカーに指令される。また、通信指令センターのあちこちには、黄色や赤のランプで緊急事件度を表示するシステムもあった。私たちは、そのリアルタイムで流れ動く、臨場感ある現場を上から食い入るように眺めていた。特に、通信指令センターの前方の大画面には分単位で事件や事故の内容が表示されていて、見学中の数分の間に事件・事故が起こっていることに驚いた。このように通信指令センターには、1日に5000件もの膨大な数の110番を受理している。しかし、全体の3分の1以上はイタズラや無言、相談事など緊急性の低いものが多いのが現状である。また、前方の大画面から通信指令センターの勤務員に目を向けると、青い制服の現役警察官に混じり、白っぽい洋服で傍らにバックを携えて勤務する警察OB・OGも活躍していた。

### 3. 感想

110番として緊急性の低いものが受理されなければ、緊急性の高い事件・事故が効率的かつ迅速な解決に繋がると思うし、私たちが改めるべき事実だと感じた。すぐに110番通報するのではなく、緊急性を見極めも大事だろう。この警視庁の見学を終えて、私が印象に残ったことは、「日本警察の父」と呼ばれる初代警視総監の川路利良氏の「声なきに聞き 形なきにみる」という言葉である。そして、今も警察精神は基本論語として広く警察官に読み継がれているのだ。この精神を絶やすことなく、日本の首都東京を守ってほしい。

## 6. 内閣府 <セミナー研修 全員参加>

(執筆/諸永 勇)

### 1. 内閣府について

内閣府は、日本の中央省庁の1つであり、主に内閣の重要政策の補助を任務とする機関である。内閣府の政策は多岐にわたっており、東日本大震災の際に必要な災害に関する政策や、現在問題となっている沖縄、北方領土に関する内閣の政策を補助している。内閣府の構成は幹部と内部部局の大きく2つに分けられており、幹部には内閣総理大臣や官房長官などが当てはまる。一方、内部部局には、内閣府審議官や賞勲局などが存在する。

### 2. 我が国の平和協力について

- 1) 研修2日目にあたる9月5日に、国際平和協力本部事務局を訪れ、専門官である相原泰章氏に「我が国の国際平和協力について」のセミナーをしていただいた。以下、セミナーの内容を国際平和維持活動(UK Peace Keeping Operations: PKO)に関連付けて説明する。
- 2) 国際平和維持活動(以下、PKO)は紛争解決のために国連が行う活動であり、伝統的に停戦監視・対立する兵士を引き離すことが主な活動である。PKOの要員は国連と加盟国が調整し派遣するため、要員の派遣は加盟国の義務ではないとされている。日本の派遣人数は軍事要員のみ488人(女性3人)である。日本は、国連のPKO予算のうち12.53%にあたる約785億円を日本が支出している。なお、PKOに参加するにあたって、次の「参加5原則」がPKO協力法に盛り込まれている。
  - ① 紛争当事者間での停戦の合意が成立していること
  - ② 活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び我が国の参加に同意していること
  - ③ 特定の紛争当事者に偏ることなく中立的な立場を厳守すること
  - ④ ①から③のいずれかが充たされていない状態が生じた場合には参加要員が撤退すること
  - ⑤ 武器の使用は要員の生命等の防護のために必要最小限のものにかぎられること

### 3. 我が国の防災対策について

- 1 内閣府政策統括官災害対策法制企画室の西澤雅道氏よりセミナーを受けた。その際配布の資料を参考にし、以下、東日本大震災からの現状と課題、その検討の方向性を説明する。
  - 1) 防災対策理念の明確化  
現在の防災法には、防災に関する基本理念が置かれていない。それにより東日本大震災では、①災害時の被害を最小化する「減災」の考えが一般化しておらず、②被害想定に基づき、各種防災対策が実施されてきたが、それで災害を防ぐことができると過信に繋がり、一部地域で被害を大きくさせた可能性。そこで、防災対策の理念を明確化するとともに検討。特に、「減災」の考え方について、防災対策の基本方針の1つとして位置付けることを検討。
  - 2) 防災対策理念の明確化  
自らの命、財産や安全を自ら守る「自助」および地域の安全は地域で守る「共助」の取り組みは、行政機能が低下する可能性のある大規模災害が発生した場合や、少子高齢化が進み地域防災力の低下がみられる場合に重要である。そこで、「公助」の役割とその限界を踏まえつつ、「自助」・「共助」の理念やそれぞれの役割について検討を進め、法的にも明確にすることを検討。
  - 3) 多様な主体による防災活動の促進



行政のみならず、住民、自治組織、企業、ボランティア、NPO等の地域の様々な主体が地域の防災対策に積極的に参加、協働する取り組みを強化し、社会の総力をあげて地域の防災力の向上を図っていくことが必要である。そこで、「自助」・「共助」の理念の明確化とともに、①事業継続の観点から、災害時の企業の果たす責務に関する規定を置くことを検討。また、②企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画の策定及び改善を促進するための具体的な支援措置の充実について検討。

#### 4. 特定非常災害特別措置法

東日本大震災に関連して、運転免許証の災害時の取り扱いについて、総務省行政管理局の植山克郎氏から説明を受けた。説明内容は以下の通りである。

災害時の特例規定がない場合、有効期間満了間際に災害が発生すると、手続きのための時間が取れずに免許証は失効となる。しかし、災害時の特例規定があれば、有効期限が迫っており災害の発生により手続きの時間が取れないとしても、特例規定に定められている時点までに免許証の更新を済ませることができる。このように、特例規定がないと多くの人に災害による損害が出てしまうため、その損害を少なくしようとするものが特例規定である。特例規定は災害発生から、政令で指定された①著しく異常かつ激甚な非常災害、②特定非常災害に適用すべき措置のいずれかを充たすもので、各省庁における措置として告示される。告示は官報にされ、法令そのものと法令を公布するにあたってのあらましが掲載されている。そのほかにも、総務省のHPや各都道府県の警察本部、警察庁のHPにも運転免許証の災害特例の場合は掲載された。

#### 5. 感想

今日でもなお、東日本大震災に関する報道が、テレビや新聞などでされている。この報道期間の長さからも、東日本大震災が甚大なものであったかが分かる。その中で、内閣府は、特定非常災害特別措置法を駆使し、生活上必要な運転免許証や営業許可証などの更新を、臨時的に更新できるようにした。また、震災を受け、課題に対する今後の検討の方向性を示した。このような対応により、多くの国民が生活面で救われたのではないか。しかし、この方向性が意義のあるものか否かは、近い将来災害が発生した際の、政府や内閣府の対応による。災害が発生した時だけに対策を進めるのではなく、常に災害に対する「減災」政策が必要である。

## 7. 厚生労働省 <セミナー3・全員参加>

(執筆／中谷清続・後藤 聡・上田啓祐・大村赳夫・栗原 瞳・松田優太)

### 1. 訪問先・講師紹介

私達は3日目に厚生労働省を訪問した。厚生労働省は、医療・健康・年金などの福祉行政、労働・雇用などの労働行政を所轄し、2001年の中央省庁再編に伴い、厚生省と労働省を統合して現在の形となった。今回お話をして頂いた講師は厚生労働省大臣官房人事課の山田敏充調査官。山田氏は九州大学の出身で、入省当時の労働省で労働時間短縮や地域主権改革、ハローワークの改善などに取り組みられてきた。また、『平成19年度厚生労働白書』を一部執筆されている。

### 2. セミナー内容

#### 1) ワークシートを用いた意見交換

セミナーの前半ではワークシートを用いて、学生との意見交換を行った。

ワークシートの主な内容は、社会保険料の仕組みの説明、そして「保険料の水準と年金の水準のどちらを重視していくべきであるか」や「サービスの質や給付額と負担のどちらを優先するか」といったものであった。市長が自由に公的医療制度を策定できるという前提で、収入に多寡や保険料納入の有無の異なる人を想定し「あなたがもし市長になったらどの人から保険料を取り、このような人には加入を認めますか」などの課題に取り組んだ。

## 2) 『平成24年度版厚生労働白書』の概要

セミナー後半では厚生労働白書の概略が説明された。それは以下の通りである。

- ・社会保障は、血縁、地縁の支えあいの機能を代替えし、産業資本主義社会、国民国家の発展を支えていった。
- ・どの先進国でも社会保障は不可欠なものである。70年代初頭まで「福祉国家の黄金時代」と呼ばれる。1990年代以降、特に少子高齢社会の進展によって社会保障の重要性は再認識され、社会保障、福祉政策は就労支援とリンクをつける等の再編成期である。
- ・日本の社会保障も形成→発展→見直しの流れは先進諸国と概ね共通している。
- ・長期安定的な雇用による生活保障により、社会保障は比較的小規模、給付は高齢者向けが中心である。近年は、急速な少子高齢化に伴う支え手の減少と給付費の増加、グローバル化に伴う雇用基盤の変化(非正規雇用の増加)。社会保障の負担費用は誰かが負担しなければいけないがその負担は「①社会保障を通じて公的に負担する分」と「②私的に負担する分」の合計となる。

## 3. 質疑応答

セミナーの最後には質疑応答の時間が設けられた。その質問とその回答として後日山田調査官から頂いた資料、そこから得られた答えをここで述べる。

**Q 1** 現代の若者に求められる能力とは、語学や情報処理と言った汎用性の高い基礎的技能なのか、それとも大学各学部や専門学校等で学ぶ専門性の高い特殊技能なのか。

**A 1** 『平成22年度版労働経済白書』で、企業を対象に新採用者を中心に求める技能や人材をまとめたものがあるので参照してほしい。

これを調べたところ、同白書180頁以下に「社会が求める人材像」と題して具体的に分析されていた。まず能力に関しては、主に大企業において「コミュニケーション力」や「指導力」が、中小企業においては「着実に仕事を進める力」が重視され、また近年大企業を中心に重視されることが多くなった能力が「マネジメント能力」や「発想力」などであると報告されている。次に人材に関しては、主に大企業において「チームワークを尊重できる人材」や「自ら考え行動できる人材」が、中小企業においては「職務の基礎となる技能などを身につけた人材」が必要とされ、また近年大企業等で特に必要とされるようになった人材が「リーダーシップを持っている人材」や「部下の指導ができる人材」であると報告されている。

つまり、主として求められる能力は社会において汎用的に用いられる能力であることがうかがえる。また166頁以下で現代の若者の特徴が年長世代との比較で分析されており、そこで現代の若者の弱点とされる「責任感」等も同様に求められているようである。

**Q 2** 「小学校に高齢者福祉施設を併設する」というように、地域資源を福祉活動に活用することはできないのか。

**A 2** 少し古くなるが『平成18年度版厚生労働白書』のコラムで地域資源を活用した福祉活動の具体例が取材されているので参照してほしい。

これを調べたところ、同白書147頁・166頁・182頁・187頁のコラムに、地元で活躍するNPO法人や高齢者・障がい者・子どもを隔てず一緒に活動する福祉施設などが紹介されていた。

つまり、一部の地域ではすでに地域資源を活用した福祉活動は行われており、その様態は主に就労していない「非現役世代」を中心とした世代横断的な福祉活動であるということだと思



われる。例えば、166頁では、農家のおばあちゃんが子どもたちに農家の生活を体験させる現住民家を利用した施設が、187頁には、小学生による独居高齢者訪問活動が紹介されている。これは先述の3. 社会保険診療報酬支払基金で河内山先生が指摘された「地元力の活用」に該当すると考えられ、地元住民を中心にこれからも拡大・発展させ、行政がこれを積極的に支援するべきだと考える。

#### 4. 感想・考察

社会保障について、私達大学生にとって一番関心があるのは、社会に出る際にいかに安心して働ける環境が整えられているかどうかであるが、現在の社会保障制度は高齢者の生活を充実したものにするための制度が多いように思われる。保険料を主として保険のあり方は私達若年者の生活に大きく影響している。高齢社会において高齢者と若年者を両立させるためには現役世代が安心して働き、消費できる社会をつくることが必要で、何より保険制度を維持するためには現役世代が就労することが肝要である。政府は若い世代が働き、育つ為の様々な機会を設けているようだが私達は十分な情報を得ているとは良い難い。私達に必要なことは積極的に現代社会の問題、課題について知りまた行動することではないか。



## 8. 東京都庁 <全体研修・全員参加>

(執筆／藤田大輝)

現在使われている東京都庁庁舎は東京都の行政の中枢であり、東京都新宿区にある。庁舎へは新宿地下鉄駅から直接入ることができるなど、交通の便が良いのも特徴である。この庁舎は、丸の内の旧都庁舎が建物の分散化、老朽化などの問題があったことから、1979(昭和54)年に都知事に就任した鈴木俊一が都庁を新宿に移転する計画を推進した。それから6年後の1985(昭和60)年9月に都議会で新宿に移転されることが決定した。1988(昭和63年)に着工し、2年以上の歳月をかけ1990(平成2)年12月に完成した。この翌年の1991(平成3)年4月1日に丸の内庁舎から移転が完了し、都庁としての業務を開始している。現東京都庁は第一本庁舎、第二本庁舎、都議会議事堂の3棟からなり、第一本庁舎は高さ243mもの高さを誇る。工事完成時には当時日本一の高さを誇ったサンシャイン60を抜き、日本一高い建築物となった。

都議会本会議場の議席は127席。議場(6階部分)の面積は、612m<sup>2</sup>で6階と7階は吹き抜けになっていて、天井までの高さは14.2mある。(鎌倉の大仏がすっぽりと入る大きさ)傍聴席は333席あり、左右の入り口を入ったところには、車椅子で傍聴できるスペースもある。耳の不自由な方は、テレビで手話通訳の入った映像を見ながら傍聴できる。

東京都庁庁舎は、まず、「大きい」というのが第一印象であった。地下鉄の通路を抜け、目の前に現れた建物は事前に知っていなければ、とても東京都庁だと気が付かなかっただろう。また中に入ってみると、非常に広々としていた。天井が高く、開放感を感じる建築物である。この堅すぎない雰囲気は東京都民や観光客からは親しまれているのかもしれない。驚くことに、東京都庁でありながら一般の方の姿が多かった。この要因は東京の街を一望できる展望台(売店も有り)があるなど、観光性も兼ね備えており、また、開かれた雰囲気が地域住民に親しまれているからではないだろうか。都の行

政の中枢を担う庁舎が一般市民に親しまれやすいというのはとても重要なことだ。というのも、親しまれやすいことで地域住民の方々の行政に対する意見や要望を聞きやすくなるだけでなく、地域住民の方々に対して東京都行政の活動を理解して頂くことに繋がるからだ。このように行政と一般市民がともに理解しあう関係にあることが今後の行政には大事だと感じた。

## 9. 東京高等検察庁及び憲政記念館 <グループ研修・一班>

(執筆／上野里奈・窪田光花・近藤辰彦・中島絹太・西村里奈・藤田大輝・藤原結花)

### 1. 東京高等検察庁

東京研修4日目のグループ研修で、千代田区霞が関にある東京高等検察庁を見学した。

初めに、検察の役割などについての映像資料を見た。事件が送検されると、警察の捜査とは別に検察独自の調書作成が行われる。検察官には量刑を決めるという重い責任があるため自分で確認する必要があるからだ。ここで作成された調書は証拠能力が高くなる。公判に移ると、大規模な検察庁では捜査をした検察官とは別の検察官が担当することもある。

次に、模擬取調室を見学した。そこには検察官や検察事務官、被疑者の席や応接用のソファがあり、私たちも実際に座った。その他、手錠や防弾・防刃チョッキ、検察官が書類を運ぶための風呂敷があり、試着などができた。

最後に、現役の検事からお話を伺った。検事が弁護士など他の法曹より人数が極端に少ないこと、単純計算すると1人の検事で608人の事件を処理しなければならないことを知った。また、年間の犯罪傾向を分析してある『犯罪白書』を紹介された。さらに受刑者は窃盗犯や覚せい剤使用者が多くみられるが、男性では窃盗、女性では覚せい剤使用者が多く、男女で傾向が異なるそうだ。女性に覚せい剤使用者が多い理由として挙げられたのは、父親や交際相手に覚せい剤を勧められたり、刑務所を出た後も同じような環境に身を置くことになり、また繰り返してしまったりすることであった。

講話のあとの質疑応答の時間において、捜査と公判の検察官を分けることで効率が悪くなるのではないかという質問をしたところ、事件数が多いためむしろ分けた方が一つのことに専念できる点において効率が良いとの回答であった。

今回の見学を通して、検察はより被疑者の内側に入り込み、また犯罪被害に苦しむ方に耳を傾けてくれる不可欠なものだと感じた。事件捜査を検察が再度行うことから何事にも先入観を持ちすぎないことが必要だと思った。まずは『犯罪白書』を読み知識を得て、今後の課題について考えていきたい。研修後の報告会では、特に犯罪の凶悪化や少年犯罪の増減について調べるという課題が見えてきた。



### 2. 憲政記念館

#### 1) 紹介

東京研修最終日、東京都千代田区永田町1丁目にある憲政記念館を訪れた。憲政記念館は、1960年



に建設された尾崎行雄を記念する「尾崎記念会館」を母体に1970年の日本における議会政治80周年を記念して設立され、1972年に開館した。この施設は、国会議事堂に隣接する国会前庭内に建ち、館は衆議院事務局の管轄であるため、国会議事堂の見学と同時に憲政記念会館に立ち寄り、議会制民主主義についての一般認識を深めることができる。また、無料で入館できるため、気軽に学べることも魅力である。記憶の新しいところでは、2012年7月11日に小沢グループ新党「国民の生活が第一」(現「日本未来の党」2012年11月現在)がここで結党大会を開催した。

## 2) 内容

館内の入り口横には、憲政記念館のシンボルである尾崎行雄の銅像があった。尾崎行雄は、衆議院議員当選25回、議員として60年7カ月在職し、衆議院から憲政功労者として表彰され、名誉議員の称号を贈られた。そして、政党政治や普通選挙法、平和の訴えなどの活動が認められ、「憲政の神様」と呼ばれている。また、外交関係に視点移すと新たな発見もあった。憲政記念会館の庭では4～5月にアメリカ・ハナミズキが咲く。これは、1957年に尾崎記念会館の建設計画を説明した際に、ワシントン市から寄贈されたものである。まさか、日本とアメリカの友好の印がこのような形で残されているとは思ってもしなかった。憲政記念館の1階展示室に、本格的な議場を体験し、演壇や議席で自由に記念写真を撮れるコーナーがあった。また国会の仕組みコーナーでは、パソコンを用いたクイズ方式で国会議員の仕事、世界の議会についての知識を小さい子供でも楽しく学べる工夫がされていた。2階展示室には、憲政史シアターがあり議会思想が移入された幕末から明治維新、帝国議会の開設などを経て、今日に至るまでの「憲政の歩み」をハイビジョン映像で見ることができた。改めて、今日の日本ができていく流れを確認でき、昔の人々の努力を無駄にしないような政治をしてほしいと思った。また、憲政の歩みコーナーでは、それに関連する文書類、資料、写真などを実際に目に見ることができた。たとえば、原敬の草稿、田中正造の足尾銅山鉍毒事件についての質問書などがあった。そして、2階展示室最後には立体ビジョンコーナーがあり、帝国議会第一次仮議事堂に初登院する議員たちの様子や、初めての議会における議場での議長選挙の様などを立体映像で見ることができ興味深いものだった。

## 3) 感想

憲政記念館の全体的な見学を通し、特に憲政の歩みにおいて自由民権運動が必要不可欠な存在であることを再認識することで、現在の政治の在り方を考え直すきっかけを与えてもらったような気がする。自由民権運動の歴史は、私に1960～1970年代の学生運動を連想させた。両者ともに、自分たちの権利を守るための運動であったように思う。昔の運動家たちは、世界の動きや政治が自分たちの生活や命に直結するとよく理解していた。もちろん現代を生きる私たちにとっても当てはまる。しかし、現在学生運動があまり活発であると言えないのは、日本全体が自分の権利は自分で守るという意識が薄くなっているからではないだろうか。実際、私たちは政府に任せておけばすべてうまくいってしまうと思いがちだ。しかし、社会を別の視点で見ると、必ずしもうまくいっているとはいえない現状があり、現在の我々も真剣に考えるべき問題がある。また、現在の社会運動には反原発運動や反米軍基地運動などがあるが、これらは問題に直面している地域の人々だけの運動になっているように感じる。しかし、本当は我々全員が当事者なのだ。これらの活動に関して、個人レベルでよく考え、地域レベル・国民レベルで団結しなければならない。また、国民には見えづらい隠された問題に関してアンテナを張り、個人レベルで考え、地域・国民レベルで団結する必要があると考える。



## 10. 明治大学博物館（刑事部門）・日本銀行 <グループ研修・二班>

（執筆／諸永 勇・川越宏樹・綿森友梨・天野康弘・真砂 圭・平野洋一郎）

### 1. 明治大学博物館

私たち二班は東京都千代田区にある明治大学博物館を訪れた。

#### 1) 展示概要

明治大学博物館は大学史展示室、考古部門、刑事部門、商品部門という4つの部門に分かれている。大学史展示室は、博物館の地下1階にあり、明治大学の歴史を展示資料やスライドによって説明している。考古部門は、旧石器時代から古墳時代にいたる各時代の遺跡に関する資料が展示されている。刑事部門は、「日本の罪と罰」というコーナーでは、歴史的な法に関することがらが時系列で展示されている。「江戸の捕者」「牢問と裁き」「さまざまな刑事博物」では、江戸の捕者具、日本や諸外国の拷問・処刑道具などの展示資料が展示されている。とくに、ギロチン、ニュルンベルクの鉄の処女は日本で唯一の展示資料である。

江戸時代は町奉行が江戸の治安を守っていた。町奉行の配下に同心がおり、捜査を行っていた。捕物道具という、もとは合戦場で敵の武将などを生け捕りするのに用いた武器で、罪人を傷つけることなく捕まえ、容疑者から自白を得ていた。もし、自白が得られない場合、拷問を行い、肉体的苦痛や精神的苦痛を与えることにより、自白を促していた。

江戸時代の拷問は、<sup>むちうち</sup>笞打、<sup>いしだき</sup>石抱、<sup>えびぜめ</sup>海老責と<sup>つるしぜめ</sup>釣責があった。特に前者の3つを<sup>ろうどい</sup>牢問と呼び、後者を拷問と呼んだ。江戸幕府の刑事裁判は、自白を強制してしばしば牢問を行い、殺人、火付、盗賊、関所破りなどの重罪犯に釣責を行ったが、苦痛から虚偽の自白をした者もいたことだろう。明治12年（1879年）10月、拷問は形式上は廃止されたが、これ以後も拷問は行われていた。江戸時代は判決確定後、ただちに刑が執行されたので、無実でありながら処刑された人もいたことだろう。現在のように科学技術が発達していない江戸時代では、自白しか証拠が得られないのは仕方ないことのようにも思われるが、自白を得るために拷問を行うというのは、現在の人権尊重の考えからは信じられないことである。

#### 2) 感想

私たちは明治大学博物館の展示資料を見て、目を背けなくなった。しかし、到底考えられないような残酷なことが行われていたことに関しては、現在でも目を背けてはいけなく考える。自白重視の危険性について改めて考え、公正で客観的証拠に基づく手続きの重要性を認識する必要がある。先人の努力の上に、現在の平和な暮らし、日本国憲法の柱である基本的人権の尊重がある。人権尊重の上に立った、刑事手続のあり方を考えていかねばならないと思う。



## 2. 日本銀行

### 1) 日本銀行とは

私たちは4日目のグループ研修で日本銀行（以下、日銀）を見学した。日銀は明治15年（1882）10月10日に開業し、開業当時は、借り物の店舗で営業していたが、3代目の川田総裁の時に本館が建設された。現在の所在地である東京都日本橋本石町は、江戸時代徳川幕府の金貨の製造所があった金座の跡地であり、金融機関が集中していたことが理由で移転先になったのである。設計者は、辰野金吾博士で、海外を視察し、ベルギーの中央銀行をモデルに西洋式建物を建設した。地下1階から地上3階建ての岩積み煉瓦造りとなっていて、昭和49年には国の重要文化財に指定された。昔は、馬や馬車で訪れる客が多かったため、馬の水飲み場があるなど、ほとんどが建設当時のままで、昔の面影を感じることができる建物である。

### 2) 内容

現在の日銀には、本館と新たに作られた新館があり、日銀での業務の約8割は新館で行われている。今回私たちが案内された所は現在使われていない営業所や地下金庫などである。まず、日銀とはどういう役割を担っているかについてのDVDを見た。

日銀は日本で唯一お札を発行でき、また、処分することができる。そして、「最後の貸し手機能」として他の銀行にお金の貸し出しを行い、金融機関を支えている。日銀は独立行政法人である。物価の安定を確保するために中立的・専門的な判断に任せることが適当であるということが理由である。そして、DVDを見た後、日銀本館を見学した。建設当時の仕事風景や作業着などが展示されていた。廊下には赤い絨毯が敷いてあり、歴代の総裁の絵が並んでいる。最も印象深かったのは地下金庫で、重さ25トン、厚さ36インチの頑丈な金庫扉と中にもう一つ金庫扉があった。それは、後から運搬などに利用していた経路を金庫に拡張したためである。天井は煉瓦がアーチ状に積み重ねられていて地震や火災に強く、関東大震災時においても被害はほとんどなく、強固な建物構造となっている。

### 3) 感想

今回の日銀見学を通して、日銀の中身や以前の様子を肌で感じる事ができた。そして、私は、面白かったのと同時に非常に興味が湧いた。私が使ったお札が世の中を出回っているのだと思うととても不思議な気持ちになる。この経験を通して私は視野を広げることができたと思う。視野を広げ、ものをよく見て考え、今後のゼミ活動や進路にも活かしていきたい。

## 11. 防衛省及び靖國神社 <グループ研修・三班>

（執筆／中谷清続・後藤 聡・上田啓祐・大村起夫・栗原 瞳・松田優太）

### 1. 防衛省市ヶ谷地区

私たちは防衛省に行き、市ヶ谷地区見学（通称市ヶ谷台ツアー）に参加した。

防衛省は自衛隊の管理運営や在日米軍への在留支援を主な任務とし、2007年に庁から省に昇格し現在に至る。市ヶ谷の地は江戸時代、尾張徳川家の屋敷として使われていて、都心では二番目に標高が高いなど軍事上大きな意味を持つため明治維新以降、陸軍省が拠点置いていた。2005年に防衛省が移転している。市ヶ谷地区の敷地は5万6千坪。

防衛省敷地内には、庁舎A棟（都内最大規模のヘリポートを持つ、官公庁最大規模の庁舎。内部部局などが使用している）、庁舎B棟（通信関係部隊がおり、通信局舎として機能している）、庁舎C棟（情報関係機関が使用している）などがあり、一つの省としてこれ程の設備が整えられ、また一つ一つの存在感の大きさから、国家における国防の重要性が理解できた。

市ヶ谷記念館も見学した。市ヶ谷記念館は防衛省敷地内にあり、元々、陸軍士官学校（後に陸上自



---

衛隊東部方面総監部)の1号館として使用されていたものを防衛庁の現A棟が市ヶ谷に移転してくるにあたり取り壊され、歴史的建造物として縮小して移築・復元されたものである。内部には昭和21(1946)年から極東国際軍事裁判の法廷として使用された大講堂などがあり、現在大講堂には実際に使用された軍服や、手紙などが展示されていた。旧陸軍大臣室には1970年の三島事件時の刀傷跡がドアに当時のままで残されていた。天皇の待機場所であった旧便殿の間は冷房設備など設計に工夫を凝らしていた。

#### ◆昨今の日本の防衛環境について

現在、日本は数多く防衛上の問題を抱えている。特に最近話題となっているのは竹島や尖閣諸島といった日本の西側に位置する島嶼部をめぐる国際問題である。では、日本で最も西側に位置する100万都市である福岡の防衛上の立ち位置はどのようなものであろうか。

冷戦終結後に至るまで自衛隊は北方にその重心を置いており、90式戦車など90年代までに開発された自衛隊の装備は多くが北海道に配備されてきた。しかし、2010年には佐賀県の目達原基地に最新鋭戦闘ヘリ AH-64D が配備されるなど現在部隊配置は西方に重心を移してきているように思われる。当然福岡もこれまで以上に防衛上の重要度が高まっていると考えられる。

また、尖閣諸島の問題などでは度々海上保安庁の巡視船が報道されるが、海上保安庁と海上自衛隊、また警察の水上組織はどのような違いがあるのだろうか。まず、海上自衛隊は警察権を有しないが、海上保安庁と水上警察は警察権を有している。また、海上で管轄する範囲は海上自衛隊と海上保安庁は同じであるが、警察は沿岸付近のみである。

最後に、現在の防衛省が抱えている問題点はどのようなものなのであろうか。内部的な面においては若年隊員の不足が挙げられている。このほかに『平成24年度防衛白書』(5頁)には安全保障上の防衛省の課題が列挙されているが、ここでは割愛する。

また、昨今の竹島・尖閣諸島の問題について、ツアーに同行した防衛省職員の方に質問した。

#### ◆防衛省での感想・考察

防衛省の見学ツアーに参加してみて、報道で見る映像では感じるののできない防衛省の敷地の広大さを直に感じる事ができ、改めて国家における国防の重要性を認識することができた。尖閣・竹島問題と今現在進行している問題もあるので、他人事と思わずに自ら知り、考える努力をすべきだと思う。

## 2. 靖國神社・遊就館について

次に私達は靖國神社に行った。靖國神社は、明治初頭に幕末維新期の戦没者を慰霊・顕彰する機運が高まっていく中で、大村益次郎の献策により明治2年8月に「東京招魂社」として創建された。本殿は明治5年に竣工、明治12年には軍部の要請により社名を現在の「靖國神社」に改め、以降例大祭に勅使が奉幣に来るなど国家神道の中核として機能した。戦後は政教分離政策によって宗教法人化し政府と直接関係はないが、毎年終戦記念日に公職が参拝したり、過去に政府に国家管理とする法案が提出される等問題を多く抱えている。

ここで靖國神社に関し大村益次郎について説明する。大村益次郎は周防出身、陸軍の創設者で医師・西洋学者・兵学者でもある。長州藩の軍事指導者として長州征伐等に活躍し、フランス式軍制を採用し、近代軍隊の創出を進めたが、守旧派により暗殺された。現在靖國神社には日本最初の西洋式銅像として明治26年(1893)に建てられた彼の銅像がある。

最後に、靖國神社の敷地内にある遊就館について説明する。遊就館は、戦没者の遺書や遺品をはじめ、現代に伝える史料を展示していた。「遊就館」という名前の由来は、「荀子」勸学篇「君子は居るに必ず郷を呼び、遊ぶに必ず士に就く」から「遊」「就」を選んだもので、国の為に命を捧げた英霊の

道徳に触れ、学んでいきたいという願いが込められている。

私たちが靖國神社に行って思ったことは、母国である日本が自分が思っている以上の戦争を過去にしていたことである。太平洋戦争での遺品を見ていると絶対に忘れてはいけない戦争だと改めて実感した。現在でも公人による靖國神社参拝に関しては様々な物議を醸しているが実際自分の目で靖國神社を見てみて、日本人だけでなく世界の人々も戦争により亡くなっているから日本の政府の独自の判断で参拝するのではなく、諸外国と靖國参拝の問題について政府レベルで解決していかなければならないと思った。

#### ◆靖國神社に関わる問題

現在でも政治と宗教との関係で度々問題になる靖國神社であるが、ここで思い出されるのは山口自衛官合祀訴訟（最判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁）である。当該訴訟で合祀されたのは護国神社であるが、靖國神社では殉職自衛官をどのように扱っているのだろうか。

結論から言えば靖國神社は殉職自衛官を合祀していない。その理由は靖國神社は御祭神を「戦没者」としており、日本では1945年の終戦以降戦争はなく、また殉職自衛官も戦争によって亡くなったわけではない以上「戦没者」とはいえないからである。殉職自衛官の合祀は一部の護国神社において行われているだけのようである。

このほか靖國神社の神職の方に靖國神社への閣僚参拝について質問した。



---

## 2012年度 東京研修報告 基礎演習

担当：岡本信一

平成24年度の東京研修は、9月10日から13日の間、以下に掲げる、立法府、司法府、行政府の三権の施設及び官民が連携して実施している地方公共団体の地域活性化の現場を訪問して調査・学習を行った。(なお、⑫から⑮は班別行動で回った。)

- ① 憲政記念館
- ② 東京地裁
- ③ 国会議事堂
- ④ 内閣府日本学術会議事務局
- ⑤ 最高裁判所
- ⑥ 法務省法務史料展示室
- ⑦ 警視庁
- ⑧ にしすがも創造舎
- ⑨ 豊島区役所
- ⑩ 久米繊維工業（墨田区観光協会理事久米信行氏）
- ⑪ おしなりくんの家
- ⑫ 墨田区観光協会（まち処、東京スカイツリー、IT ツアー）
- ⑬ 江戸東京博物館
- ⑭ 靖國神社
- ⑮ 明大博物館

東京研修に向けては、最近の様々な最高裁判例を題材に、判例研究に加え、その背後にある事案や関係法律の制定・改正経緯等についても学ぶことで、リーガルマインドや公的部門に将来従事するに当たっての基礎知識を身につけるよう努力した。

今回の東京研修では、従来の三権の施設見学・学習に加え、地域再生の現場で、第一線で活躍する方々から直接話を聴くと言う貴重な機会に恵まれ、学生たちも大いに刺激を受ける事が出来た。

最後に、この場を借りて、今回の研修を可能にした全ての関係者の皆様方に感謝を申し上げたい。



研・修・報・告・記

1. 憲政記念館

(執筆・編集／久保智寛・樋口竜太・澤邊 葵)

東京研修の最初の訪問先の憲政記念館は1970年に議会開設80年を記念して設立され、憲政の歴史や国会についての憲政功労者に関する資料を展示してありました。2階の展示室には憲政の歴史を幕末から明治維新、帝國憲法の制定、議会開設や今の憲法ができるまでの映像を見ることができる憲政史シアターがありました。私たちが見たことのある映像の中にはありましたが見たことのない貴重な映像も見ることができました。ほかには、明治維新から現在に至る国会や憲政に関する資料があり、主な資料として薩長同盟裏書、新政府綱領八策、第一回議会召集日の衆議院議事の速記録、原敬首相演説草稿、宇垣一成組閣中止の覚書などがありました。その中でも私たちが興味深かったのは立憲政友会が台頭した桂園時代、初めての平民宰相である原敬内閣の資料です。歴史が好きな人には大変面白いものだと思います。

議場体験コーナーでは、本会議さながらの空間となっており、議場を縮小して作られています。実際の議席に座ることができ、壁の木の彫りがとても魅力的でした。ほかには様々な歴史の映像などがあり伊藤博文他の肉声を聞く映像検索コーナーがあったり憲政史に大きく貢献した人について調べたりするコーナーや、国会の仕組みや世界の議会をわかりやすく紹介しているコーナーなどもありました。また、憲政の功労者とも言われる尾崎行雄を記念した部屋があり、そこには議員として当選25回60年7か月在職した憲政功労者として表彰された称号や遺品、写真、書跡などがあります。尾崎行雄は名誉議員の称号を受けた方でもあります。60年もの間議員を務めることができたのは、尾崎行雄が国民の声を一心に受け止めて政治を行う人であったからだと思います。ちなみに、外に出たときには1891年に建てられた全国の土地の標高を定める日本水準原点がありました。

憲政記念館を見学して、まず、憲政の歩みを映像で見たときに高校の日本史で習ってきたことも多くあり意外と面白くて見応えがありました。今の政治は今までの憲政の歴史が良くも悪くも影響していると思います。こういった今の政治について考える機会が多くても、憲政の歴史について考えることは少ないと思います。しかし、普段見ることのできない資料を見て、議会制民主主義についての一般知識を深めることが十分にできる記念館であると思いました。憲政の歴史についての資料でテレビでしか見たことのない資料や高校の教科書に載っていない資料など珍しいものをたくさん見ることができ、なかなか見たり知ったりすることのできないことを教えていただいととても充実していました。



## 2. 東京地方裁判所

(執筆・編集／久保智寛・北原亜紀・久松由佳・樋口竜太)

東京地方裁判所は、東京都を管轄区域とする地方裁判所です。その歴史は古く、前身は1871年に設置された東京裁判所に遡ると130年以上の歴史があります。現在の東京地方裁判所は、千代田区霞が関にある『東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎』内に設置されており、首都を管轄する裁判所として毎年多数の事件が提起され、年間の受理数、裁判官数及び法廷数等は全国一で、日本における最大級の地方裁判所です。

裁判所では、民事裁判、刑事裁判など多くの裁判があり、そのすべては一般公開であるので私達学生も傍聴することができます。今回は刑事裁判の傍聴をしました。刑事裁判での手続きである公判は、冒頭手続き、証拠調べ、弁論の三段階からなっており、それら一つ一つの裁判を経て、有罪又は無罪の判決が下されます。私達が傍聴した裁判は、冒頭手続きの段階でした。裁判官による開廷宣言の下、先ず始めに人定質問という被告人本人であるかの確認をしました。次に検察官が起訴状を朗読した後、裁判長は被告人に対して黙秘権等の権利告知を行い、被告人と弁護人が事件に対する陳述をします。その後、検察官の方が、被害者の事件後の様子や被害者及び被害者の親からの言葉を読み上げました。実際の裁判は、予想以上の静けさと緊張感に包まれて行われていました。傍聴席もほとんど埋まっており、一般の人々の司法に対する関心の高さを感じ取ることができました。このことの要因の一つには、裁判員制度が導入されたことにより、司法と国民の距離が近くなったことが挙げられると思います。

また、今回は特別に裁判官の方からの裁判制度説明の時間も設けていただきました。日本の裁判制度は第一審、第二審、第三審の3つの審議を認める三審制が採用されており、正しい裁判を行うために、各事件は裁判所で3回まで審理されることがあります。裁判の対象としては、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟に分けられます。民事訴訟は、法人も含む私人が原告と被告に分かれ、裁判によって法に従い解決が図られます。刑事訴訟は検察官による公訴の提起があり、公判の手続きそして第一審が行われます。裁判官は捜査段階で、強制処分つまり逮捕、差し押さえなどを行う際に令状を発します。検察官は捜査の結果を吟味し、起訴の適否を判断しますが、これは検察官の裁量の範囲とされています。そのため濫用を防止するために、検察審議会や付審判請求があります。また検察官は軽微な事件の場合、略式命令で裁判所が書面だけの審理で刑を科す手続きをとることもできます。

2009年に始まった裁判員制度についても説明されました。裁判員制度は、衆議院議員選挙の有権者から無作為に選ばれた裁判員が裁判官と共に裁判を行う制度で、国民の司法参加により市民が持つ日常感覚や常識といったものを裁判に反映するとともに、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上を図ることが目的とされています。裁判員制度が適用される事件は、地方裁判所で行われる刑事裁判の第一審のうち、殺人罪、傷害致死罪、身代金目的誘拐罪など一定の重大な犯罪についての裁判であり、被告人に拒否権はありません。

今回の裁判傍聴をして、裁判が容易に傍聴できることが分かったので、福岡でも授業のない日などを利用し積極的に裁判を傍聴して、これからの学習に繋げていきたいと思いました。私達はまだ裁判員の対象となってはいませんが、20歳を迎えると、いつかはそのときがやってくるかもしれません。そんなときに備えて、今のうちから出来る限り、法律や裁判に対しての姿勢を整えておくべきだと思います。

### 3. 国会（参議院）

（執筆・編集／元村圭介・北原亜紀・樋口竜太）

国会議事堂は左右対称の建物であり西側の建物が衆議院、東側の建物が参議院となっており、今回、私達は参議院を見学することができました。参議院とは、イギリス議会やアメリカの合衆国議会、欧米の議会における上院に相当するものです。参議院議員の任期は6年で、衆議院議員の任期の4年より長く、衆議院はたいてい任期途中で解散となるため、実質的な任期の差はさらに広がるといえます。内閣総理大臣の指名、予算の議決、条約の承認については衆議院に絶対的な優越がありますが、法律案の議決については相対的な優越しかなく、憲法改正案の議決に関しては完全な対等であるといえます。このように参議院の権限は決して無視できないものであるため、内閣は常に両院を意識する必要があるといえます。

まず参観ロビーで国会に関する資料、写真などを閲覧することができました。昔使われていた投票箱や木札、議員席、議長が使うギャベル、貴族院の看板が展示してあり、ギャベルや議席など実際に触ってみることもできました。またタッチパネル式の大型TVでは現職参議院のプロフィールや参議院についての説明なども映像を通して見ることができ、参議員の構造を学ぶことができました。次に、本会議場を見ることが出来ました。残念ながら本会議場は、内装改修工事が進められ、議席にはビニールシートがかけられよく見ることはできませんでしたが、2階の傍聴席に座って、音声案内で国会ができるまでの歴史などを聞きながら、議場全体を見渡すことができました。木彫り細工や天井の唐草模様のステンドグラスなど細かい作りにも当時最高の技術を用いており、とてもきれいでした。国会議事堂（現議事堂）は1920年から工事に着手し17年の歳月をかけ1936年11月に完成しました。外国からの建築家らの協力を得て建てられ、建設に携わった人は約254万人、建設費用は当時の金額で、約2,500万であり、どれだけ大規模なものであるか知ることができます。私達が座った傍聴席は一般の人でも座って傍聴することができ、国民が見守る中で国会が運営されていると実感しました。傍聴席から向かって左側は記者席があり、普段私達がニュースなどで見る国会の光景はその場所から撮られているということを知ることができました。次に御休所を見学しました。実際に中に入ることはできませんでしたが、廊下から見て、内部はとても華やかな作りになっており、豪華なシャンデリアや絨毯など西洋を取り入れた中にも、壁の漆の技術や刺繍の鳥など和を感じさせるものもありました。天皇陛下はここでお休みになるそうですが、滞在時間は約5分ととても短いそうです。最後に中央広間を見学しました。中央広間は吹き抜け



になっており、五重塔がちょうど入る高さで迫力を感じました。また、日本の政治の基礎を作ったという伊藤博文、大隈重信、板垣退助の銅像がありました。また台座だけのものもあり、「政治に完成はない」ということを意味しているそうです。

今回、国会、参議院を見学して極端に言えば私たちの生活を左右する政治がどのような場で行われているのか自分の目で見て、考えていたよりも厳かな場所ということを感じることができました。今回、国会を見学したことでニュースや新聞などの政治情報により関心を持ちたいと強く思いました。



## 4. 日本学術会議

(執筆・編集／山田千聖・中村圭那・中村一貴・岩尾爽子)

日本学術会議では、まず、岡本教授の役所の後輩である植草泰彦さんから国家公務員の仕事について話を聞きました。国家公務員とは一口で言っても言い切れないほどさまざまな仕事をこなされています。植草さんの主な過去の職務は、沖縄開発庁総務課で対外的な交渉・大臣のお世話（閣議の準備等）、国民生活局総務課で国民生活白書（家族の暮らしや構造改革といった内容）の執筆、国際平和協力本部事務局でPKO法（自衛隊の海外派遣の管理等）、座間味村役場で環境プロジェクトの策定・渡嘉敷村との協力で海域保全組織（珊瑚礁の保護やダイバーの統制など）の立ち上げなどです。

次に、今の仕事である日本学術会議についてお話を聞くことができました。日本学術会議とは、昭和23年に日本学術会議法が公布されたことにより、翌年の昭和24年に内閣府の所轄として日本学術会議が設立しました。設立の目的としては、行政、産業、国民生活に科学を反映、浸透させることであり、仕事の内容としては、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、科学に関する研究の連絡を図りその能率を向上させることです。規模としては連携会員約2,000人で科学者の中では著名な方も所属しており、科学界では最高峰とされています。

植草さんが日本学術会議で新たに取組んだ問題としてデュアルユース問題があります。デュアルユースとは、dual=両方に use=使える、という意味で民用と軍用、両用できるという意味です。つまり科学者の生命科学等の研究成果が社会的貢献とは裏腹に、軍事的且つテロ的（生物兵器等）つまり社会の脅威として使われる可能性があるという問題で、科学者の自由で独立した研究をする権利と、規制ないし監視される義務のバランスを均等に保つことが課題となっています。

国家公務員とは内閣や国会などの日本の中心地で働くとはばかり思っていました、国際的な仕事や自ら企画して制度やプロジェクトを立ち上げることができるのだと知ることができました。「公務員になるにあたって体験すべきことはなんですか？」と質問すると「公務員に限ったことではありませんがニュースなどでもいいので少しでも社会の仕組みを知る、そして語学力を身に着ける」と話されました。



## 5. 最高裁判所

(執筆・編集／平田航司・澤邊 葵・吉野淳基)

最初にシアターで、裁判についてのショートムービーを見せていただきました。東京地裁での説明よりも多くの種類の裁判について、詳しく知ることができました。裁判には民事裁判と刑事裁判があり、それぞれ仕組みが異なります。民事には法廷を使う裁判のほか、簡単な紛争を解決するためのラウンドテーブル法廷という方式もあり、裁判官と当事者が楕円形のテーブルに座り、和やかに紛争解決を図るものです。円滑かつお互いの納得を目指すことが、民事裁判の大きな特徴であるのだと思いました。また、民事・刑事裁判以外にも、夫婦や親子の問題を解決する家事裁判(家事調停)、少年を対象に調査、審判を行う少年審判があり、これら二つは家庭裁判所で裁判が行われます。裁判には四種類あるとは知っていましたが、その内容や手続きについて細かいところまで知らなかったので、具体例と合わせてより深く理解することができました。

ビデオを見た後、大法廷を見学させていただきました。まず驚いたのは、地裁の法廷の何倍はあるのかというその大きさ、天井の高さです。巨大な円筒形の吹き抜けとなっており、照明を落としても十分明るいほどの自然光を取りこめるようになっていました。裁判官席は15席あり、中央に裁判長、以下任命された順に中央の近くから左右に座っていきます。検察官席と弁護人席は向かい合っておらず、どちらも裁判官から話を聞く形に配置されています。最高裁での裁判が事実を争う事実審ではなく、手続きや内容に違反が無かったかどうかを調べる法律審であるための配置です。そのため最高裁には被告人席が存在せず、被告人は出頭する権利を有さないそうです。大法廷は真っ白な石造りで、日本でとれる数少ない花崗岩という大理石用いています。石と石の間には小さな隙間が作られていて、響きすぎる余分な音を吸収する効果があるそうです。大法廷の中央奥にある裁判官席の後ろには月と太陽を模したタペストリーが掛けられています。このタペストリーは西陣織で、石と同じように吸音性に優れています。手をたたいても不自然なほど音が響くことなく、この大法廷で行われる大切な裁判が外へ漏れないための吸音性を実感しました。また、タペストリーに模した月と太陽は正反対のもの、白か黒かはっきり分けるという意味を持っているそうです。

最高裁には年間約1万1千件の裁判の要求がありますが、最高裁の大法廷を使うのは3、4件程度であるそうです。見学の翌日、「一票の格差問題」のために使われるということです。

ロビーには二つの銅像があり、『正義』という銅像はギリシア神話の法の女神テミスを模してつくられた像です。右手に剣を、左手には秤を持っていて、正邪を断じ公平を保つという意味を持っています。目隠しには、見える情報だけに頼らず、正しいことを聞き分けるという意味があるそうです。もうひとつの像『椿咲く丘』は、平和の象徴鳩と純粋な子供を通して『平和』へのメッセージをあらわしたもので、どちらも製作者の法に対する思いが伝わってきました。

日本最大の裁判所は、やはり圧巻でした。大法廷もホールも、静謐という言葉がこれほどぴったりとはまる空間は他にないのではないかと思います。裁判を行うために各所に施された工夫や重厚感のあるデザインからは、ここが最重要の裁判が行われる場所であることがうかがわれました。また、人を裁くという行為はその人の未来を変えてしまうほどの責任がつかます。そしてそれを担いつつも自分の信念と正義を貫きつづける裁判官に憧れを抱きました。守られる立場と裁かれる立場が隣り合わせになる裁判所には、その葛藤が法廷内に渦巻いていたように感じました。

## 6. 法務省

(執筆・編集／中村一貴・澤邊 葵・吉野淳基)

法務省庁舎は、明治政府が招待したドイツ人建築家によって1895年に建設されたもので、東京大空襲での焼失後の改修工事を経て、現在に至るまで法務省本館として使用されています。本格的なドイツ・ネオバロック様式の外観に特徴があり、都市の景観上貴重で歴史的価値が高いため、1994年に重要文化財の指定を受けました。現在も壁として残っている赤れんがは、明治政府によって建てられた建物のうち、現存する唯一のものであるそうです。

法務資料室には、日本の明治初期における司法の組織に関する立法や刑事法などの歴史的なものや、法務省の沿革や法務行政の歴史などを展示しています。日本の法の移り変わりを歴史的資料から見ることができました。日本の法律の歴史を学ぶ上で度々登場するお雇い外国人、ポアソナードやロエスレルに関する資料も多く、旧刑法や現在の刑事訴訟法に当たる治罪法などの立法事業への貢献やその重要性がうかがわれます。彼らが作成した旧民法の草案も、執行はされなかったとはいえ代表的な法典です。

メッセージギャラリーには現在の司法制度や法務行政を学ぶための展示がされており、裁判員制度の説明や、他国や過去の裁判との比較を見ることで、より深く知識を得ることができました。

私達は民法や憲法を学んでいますが、それが多くの偉人たちによって作られ、これからも改正されていくものであることを学び、法というものに血が通っていることを感じました。日本各地での様々な規範の違いを乗り越え、ひとつの規範のもとに整備された社会を作ることは、途方もない事業であったと思います。今回得た新たな視点や感覚を、これから学ぶ上で活かしていきたいと思います。



## 7. 警視庁

(執筆・編集／宮里辰寛・松尾銀次郎・山口結也・吉野淳基)

警視庁は東京都公安委員会の管理の下に、警視総監と副総監を置き、9つの部、犯罪抑止対策本部、警察学校、10の方面本部と102の警察署により構成されています。交番、駐在所は都内に1084か所存在し、警察官約4万3千人が24時間体制で都民生活の安全と平穏の確保に努めています。

警視庁が他の道府県警察と名前が異なる理由としては、警察法の規定で日本の首都東京を管轄していることに加え、天皇・皇族の護衛、立法府・行政機関・駐日大使館などの重要施設警備、内閣総理大臣や国賓の警護も行う、「首都特別警察」の意味も合わせ持っているからです。そのため、国全体の警察機関である警察庁とは、連携などにおいて異なる点があります。全国に被害が及ぶような大事件や災害の場合は、警察庁が全国的に連携しやすいよう連絡・調整役を務めるのです。

私達は、警視庁教室で警視庁に関するビデオを見た後、警察参考室を見学しました。警察参考室には警視庁の歴史や装備品の推移、各国市警との比較などができる資料が展示されていました。各時代の制服や、警察官の階級表、それに対応する階級章など、普段関わることの少ない警察に関する資料や、事



件において押収された凶器や事件資料の区画など、そもそも見ることもすべからぬ事件資料などからは警察の歴史や活動などを学ぶことができました。

通信指令センターでは、東京23区の110番を受理する警視庁本部の通信指令センターとその他地区のものを受理する多摩指令センターの2か所があります。都道府県内に通信指令センターが2か所以上あるのは東京の警視庁と北海道警察だけです。見学中も何度も通報確認ランプが点灯し、緊迫感が伝わってきました。ピーク時にはすべてのデスクが応対中になることもあるそうです。リアルタイムでの情報転送や、10カ国対応の通訳センターなどの犯罪の早期発見のため施された様々な工夫には驚かされました。通報された内容は、受理担当者がパソコンに入力し、無線担当者から警察署やパトカー、警察官に指令されますが、特に緊急性のある事件に関しては、受理した内容がリアルタイムで捜査員に届く仕組みとなっています。

見学で、警察の仕事や通信指令の仕事の間近で見ることができました。犯罪から私たちを守る警察の職務の重要さは感じていましたが、実際に職場をみると、重要さや大変さをより深く認識しました。特に通信指令センターの見学では日夜、犯罪と戦う警察組織の初動の重要さが伺われました。市民の安全な生活を守るための警察の仕事や努力を知ること、私たち一人一人の考えも変わったと思います。

## 8. にしすがも創造舎

(執筆・編集／久保智寛・山口結也・松尾銀次郎・徳淵 舞)

にしすがも創造舎ではNPO法人アートネットワークジャパン (ANJ) 事務局の蓮池さんにお話を聞くことができました。ここは、2001年に閉校した旧豊島区立朝日中学校の校舎と体育館をそのまま残し、2004年8月にオープンしたアートファクトリーです。豊島区文化芸術創造支援事業の一環として、ANJと「芸術家と子どもたち」の2つのNPOが共同で管理運営しながら、子供向けワークショップや読み聞かせや、地域の方々とアーティストによるプロジェクトなどを行っています。

1階にはカフェがあり地域の人々の交流の場となっている他、様々なイベントが行われています。2階はNPOのオフィスやワークショップルーム、3階は2部屋の稽古場と1部屋撮影スペースとなっており、この日も団体が稽古の場として使用していました。地下の家庭科室や理科室は机などそのまま残しており、主に映画やTVの撮影や更衣室として使われているそうです。別棟の体育館では大規模な改修工事を行い、稽古場や劇場として使えるようになっています。改修工事で借りたお金は既に完済しており、スムーズな運営を行うことができているそうです。

豊島区は商業や文化、芸術、娯楽が盛んで学生のまちとして発展してきましたが、近年都心間競争の激化で相対的な街の魅力が低下してきていました。そこで、区内に点在する文化資源を活用し、新たな創造活動へ結びつけながら、魅力と価値を兼ね備えた活力ある「文化芸術創造都市」を築くことにより地域再生を達成するため、この活動を開始しました。現在も、演劇・ダンス等の稽古・発表の場、ワークショップ会場、開かれた交流スペースなど、「創造と発信の場」として様々な活動を行っています。

また、日本を代表する舞台芸術の国際的フェスティバルであるフェス



ティバルトーキョーが10月・11月にあり、にしすがも創造舎はメイン会場のひとつとして国内外の多くのアーティストの作品を発表しています。

今回、にしすがも創造舎を訪問させていただき、地域活性化・地域再生について興味を持つことができました。地域の方々の交流の場を提供するなど、文化や芸術に目を向け、それを発信していくのが、地域振興の本来あるべき姿なのではないかと思います。現代社会は都市化や核家族化などによって、近所に誰がいるのかさえわからない時代になってきました。そんな中、地域交流の場があることは非常にうらやましく、私達の地元でも豊島区のような活動がないのか気になりました。また、使われなくなった空き校舎を使っている点も非常に感心させられました。使わない校舎は老朽化や治安の問題がありますが、取り壊しにも費用が必要です。こうしたあらゆるジレンマをうまく解消するすばらしい活動だと思いました。蓮池さんの話の中で「ゼロからイチをつくる」という言葉がとても印象に残っています。短い時間ではありましたが、NPO 法人の活動に興味を持ちました。地域活性化について学ぶことができ、貴重な経験となりました。



## 9. 豊島区役所

(執筆・編集／徳淵 舞・藤井優衣)

豊島区の豊島区役所を訪問しました。豊島区は東京23区の西北部に位置していて、池袋駅を中心とする副都心を擁し、高級住宅街の目白や立教大学、学習院大学、東京音楽大学などの大学があります。面積が13.01km<sup>2</sup>に対して人口が約29万人。人口密度が約2万2千人 /km<sup>2</sup>で日本一の人口密集地域となっています。

豊島区では、平成16年の「豊島区文化政策懇話会提言」を受け、平成17年に「文化創造都市宣言」を行い、平成18年に「文化芸術振興条例」を施行しました。区民をはじめとした自主的な文化活動も盛んに行われ、地域の活性化を進めています。石ノ森章太郎や手塚治虫を中心とした、非常に知名度の高い漫画家が暮らしたという事実は、話題性、集客性が非常に高く、地域活性の一役を担っているそうです。

また、豊島区では現在、現庁舎から新庁舎に移転して「新庁舎における IT を活用した区民サービス」を計画すると共に、新庁舎の建設工事が行われているそうです。「新庁舎における IT を活用した区民サービス」では、現在の庁舎では課ごとにフロアが違ったりして窓口サービスに時間がかかっていた問題に対し、新庁舎ではワンフロアを広く確保することで、関係する課をワンフロアにまとめ、関係する複数の手続きを一つの窓口で短時間かつ効率よく済ませることができる総合窓口を設置し、親切でおもてなしの心にあふれたサービスの提供を目指しています。ワンフロアに置くことによって、総合福祉相談などで経過を共有化でき、プライバシーの問題も守れます。IT を活用することで区役所内での情報を共有し、時間や費用の削減を行うことにより区民サービスを向上させることができます。地方自治体には、住民からデータを預けることになります。これに対して豊島区は、システム共通基盤の整備により、ニーズに合った政策を立案するという成果をもって住民に返さなければならないと考えています。

豊島区では巨大ターミナル池袋や住と商のバランスがとれた街で人の動きが活発ではありますが、反

面に人口密度が高く単身世帯が多い、5人に1人は高齢者であるといった、大都市ならではの課題もあるそうです。

街の特色を理解し、一丸となって文化振興に取り組めるかは成否を分ける、非常に重要な要素であると思います。また、豊島区は高齢者の多い街であるため、情報発信はHPのみでなくパンフレットの製作といった、地域の現状に即したやり方が必要です。その地域にしかない特別な何かを生かし、特有の問題を解決して、街を発展させていくことの重要性を感じました。

## 10. 久米繊維工業

(執筆・編集／肥川俊祐・古舘真人・岩尾爽子)

4日目に訪れた墨田区観光協会理事で久米繊維工業社長の久米信行氏は、Tシャツを使って様々な活動を行っています。まず一つ目にNPOなどと連携してTシャツイベントを立ち上げ復興プロジェクトを行っています。具体的にはアジア・アフリカなどの発展途上国において、現地の村の人々とのコミュニティと協力し教育に必要な施設を建設し、学校はあっても教材などが足りないなどの問題を解決するため、Tシャツを売って売り上げの一部を寄付する活動や、昨年の中日本大震災の際に日本財団と手を組みオリジナルTシャツを作るなど、社会貢献もを行っています。

次に日本の酒造と共同して作成したオリジナルTシャツを作り日本酒離れをしている若者を引きこもうとする活動があります。これは全国各地にある酒造の酒瓶のラベルでTシャツを制作するというもので、日本の酒造りないしものづくりを未来に引き継ぎたいという願いから生まれた画期的な活動です。

三つ目はTシャツアート展です。これは高知県砂浜美術館でのイベントでゴールデンウィークに行われたもので、「写真・絵画展は室内でするもの」という考え方を無視した世界ではじめての美術展です。この美術展の特徴は、Tシャツのデザインが全て公募されたということです。ただアーティストの作品だけを並べるのではなく地域の人たちも作品を並べることで、みんなで一緒に大きなアートを創り、地域活性化に繋げる活動となっています。このようなイベントに欠かせないTシャツをつくるのが久米繊維工業です。

だが、そういったことを行うには様々な人脈をもつブリッジパーソンと出会うことが必要で、その人と出会ったら、きちんと礼儀を尽くして甘えるべきところは甘えて新しいことを行っていくべきであるとお話していただきました。また、自ら発信していくことも大切で、普段を少し変えて、発信していきたいことについて毎日何らかの手段を用いて(現在ならばFacebookやTwitter等)つぶやき、発信していくことこそが一番自分の人生と世界を変えることにつながるとおっしゃっていました。

また、日本に来た海外旅行者が、自分のお土産や、友達のお土産として買ったものが日本製じゃないのはやはり不自然で、日本に来たからには日本のものを持って帰ってほしいと考えているそうです。ご当地における様々な文化を受け止めて発信することこそ本当の地域交流であるとおっしゃっていました。





今回の訪問では、行動を積極的に行うことや、YouTube や Twitter などを利用し様々なひとに情報発信する重要性を学ぶことができました。さらに久米氏は地域を再生するときに必要なのは“ヨソモノ、ワカモノ、バカモノ”であると語ってくれました。現在墨田区は、他の地域やそこに住む人たちに素晴らしい土地をアピールすることができるが、高齢化による若者の土地離れと他の地域に観光客を取られ、衰退してしまっています。この現状を解決するために、情報発信と“ヨソモノ、ワカモノ、バカモノ”を取り入れればもっとにぎやかになると思いました。そこで自分が一歩を踏み出せば変えられることもあるので、失敗を恐れずこれからは何事にも積極的に取り組もうとも感じました。

## 11. おしなりくんの家

(執筆・編集／郡 優雅・岩尾爽子)

押上・業平橋地区を盛り上げるため、在原業平をモチーフにしたおしなりくんというキャラクターがいます。これは、今年オープンしたスカイツリーの影響で、下町の商店街の客足が遠のいてしまうのではないかという声から、下町を盛り上げるために考案されたキャラクターです。おしなりくんの家は、訪れた方をおもてなしし、商店街や墨田区内の観光情報を提供する休憩所としてオープンしました。また、ここは墨田区観光協会から「すみだ街あるき案内処」として認定され、地域ボランティアの協力を得て運営しています。地元イベントへの出演、土日祝はおしなりくんが商店街を散歩するなど、日ごろから地域に密着して活動しています。お



しなりくんの家の通り（浅草通り）にはさまざまな昔ながらのお店が立ち並んでおり、そのガイドマップ等はおしなり商店街振興組合から発行されています。おしなり商店街振興組合とは、平成23年に伝統ある2つの商店街が一つになり、生まれた新しい商店街のことです。

おしなりくんの家を訪れた際、中で休憩をなさっている年配の男性に話を聞くことが出来ました。スカイツリーの付近に住んでいると聞きましたので、スカイツリーの方が施設も整っていて便利じゃないですか、と聞いたところ「私たちのような年配にスカイツリーは合わない。内部が複雑だし、何がなんだかよくわからない。それに比べてここは落ち着いてお茶が飲めるし、他愛もない話を気兼ねなく出来るからいい」と仰っていました。今までは新しいものと前からあるものの共存は難しいのかもしれないと考えていましたが、自然と様々な方々が多方面から支えあって成り立っているのだと感じました。私たちは新しいものに目が奪われがちですが、もっと視野を広げて物事を考えたほうが、自分の世界観も広がると考えさせられました。

## 12. 墨田区観光協会 IT ツアー

(執筆・編集／澤邊 葵・岩尾爽子)

墨田区観光協会は、観光事業の振興を通じて区全体の経済発展と活性化を図り、地縁・志縁・商縁を駆使した街づくりや、区民生活の向上を目的としており、理事の構成も民間から広く人材を採用するなど[オールすみだ体制]となっています。この観光協会のシンボルマークは、地元デザイナーや美大生に依頼して作成されたもので、観光協会の質の向上と協会―地元の結びつきを強くするだけでなく、あかぬけたデザインから行政の固さや敷居の高いイメージを取り払う視覚効果も図っています。

この観光協会は観光開発、旅行企画、商品開発、広報・メディア開発などの取り組みを行っています。また、地域資源をデータベース化して、地域ネットワーク・イベント・メディア・企業へと、つなぎ合わせて発信するというサイクルで事業を進め、様々なメディア (Youtube, Facebook, etc…) から墨田区の観光情報を発信しています。

メディア開発事業の一つである IT ツアーは、携帯端末に観光に関するアプリ等をインストールし、それにしたがって墨田区の観光スポットを巡ることができるツアーです。ツアーアプリの内容は、スタッフの知識や実際に現場に行ってみたもの、見つけたもののスポットが登録してあります。生活し、根付いた人達が見つけたものだからこそ観光客にとって目新しく且つ雑誌に書かれるものとは異なった面白さや趣があります。また、外国人向けにガイドマップの外国語版や自動翻訳機能を付属させ、主要箇所には公衆無線 LAN を提供するとともに、アプリを使用することで手持ちの携帯電話の電源の消費が激しいことから電源ステーションを設けて電源の供給、充電器の販売を行うことも企画されています。このように国内に限らず国外の観光客への対応もしています。街歩きサポートアプリ、江戸・明治・昭和の古地図切り替えアプリも含まれており、オープンしたばかりのスカイツリーだけをアピールするのではなく、スカイツリーを通じて墨田区の歴史を始めとした様々な魅力を伝え、「一度スカイツリーに行ったら終わり」ではなく、墨田区の観光地化・観光客の定着を狙っています。

当日は時間と天候の関係で実際にツアーをすることは出来なかったのですが、アプリを利用しながら説明を受けました。アプリはスポットごとの詳細まで記載されていてとても見やすく、観光において問題になってくる若者離れへの対策が感じられました。また、観光を自分たちのベースであることができるため、観光をより楽しむことができ、観光を地域活性化や、区民の生活向上へと繋げ、そのネットワークが海外にまで及んでいるというスケールの大きさが実感できました。



### 13. 東京スカイツリー

(執筆・編集／山口結也)

はじめにスカイツリーの概要ですが、東京都墨田区押上にある電波塔で、高さが634mあり現存する電波塔としては世界一です。2011年に11月17日に世界一高いタワーとしてギネス世界記録の認定を受けました。

私たちは事前購入券で並ぶことなくエレベーターに乗れましたが、一般客はチケットを買うのに60分待ちでかなりの行列を作っていました。エレベーターのスピードと静けさには圧巻されるものがあり、日本の技術力の高さを間近に感じることができました。

第一展望台に付きドアが開くと素晴らしい景色が目の前に広がっており、東京の街が遠くまで見渡せました。また、床がガラス張りになっている所もあり下に落ちそうな感覚が味わえます。

世界一の電波塔に上り日本の首都の街を一望していると思うと、とても感動したと同時に建築技術がすごいと思いました。私もスカイツリーに負けなくらいの高い志をもって大学生活を送りたいと考えさせられました。



### 14. 江戸東京博物館

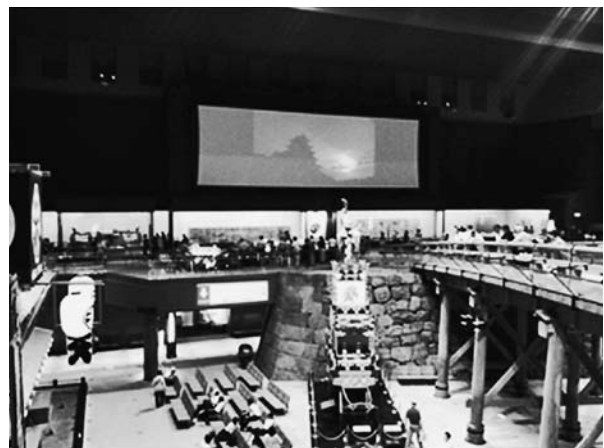
(執筆・編集／吉野淳基)

江戸東京博物館は失われていく江戸・東京の歴史と文化に関する資料を収集・保存・展示するため、1993年3月28日に菊竹清訓の設計で建てられました。

今回見学した常設展は江戸ゾーンと東京ゾーンに分かれ、歴史の時系列順に時代の移り変わりや、要素ごとの変容を見ることができます。

江戸ゾーンに入って最初に目に入るのは日本橋の複製です。受付からこの橋を渡って江戸の歴史の中に入っていくというのは、とても興味深かったです。当時の生活をうかがい知ることのできる展示が多く、精巧なミニチュアの歩く江戸の町並みのレプリカは、双眼鏡でのぞくことで、教科書や資料集では焦点の当たらない、細かな江戸城下町とそこに生きた人々を感じることができました。また、実際に触れることのできるものとして、入ることのできる民家の再現や、実際に乗り込むことのできる籠などがありました。その他には、長崎奉行所から幕府に出された各国の風説書などの、歴史で学んだものの実物や、地下から発掘された江戸当時の浄水施設など、書物だけに限らない幅広い資料が展示されていました。

東京ゾーンでは、文明開化から様変わりしていく日本が、戦争を経ての現在まで発展するまでの





貴重な資料が収められていました。年表や教科書上のものであった日本の発展成長、生々しい戦争・爪痕、その中で懸命に生きた人々の暮らし、そして戦争が終わり、真の意味で開かれ復興発展していく様子を当時から残る様々な資料から学ぶことが出来ます。

展示資料の中で強烈に印象に残ったものに、戦時下における演説の音声、戦争を肯定する歌、洗脳もいえる内容のラジオ番組などの資料があり、戦争の悲惨さは直接の被害や破壊に着目することが多いですが、こうして人々の思想や感情、未来を捻じ曲げていくことも、戦争における爪痕として歴史に残るのだと考えさせられました。

歴史の教科書で目にしただけのもの、教科書に載らないような、しかし当時の人々の生活を知ることができる様々な資料や再現物を見ることができました。今まで見たことのある博物館に比べ、体験することができるものが多いので、見るだけでなく、触れて感じてより深く考えさせられました。

## 15. 靖國神社

(執筆・編集／山口結也・徳淵 舞)

靖國神社は、明治2年(1869)6月29日に建てられた東京招魂社が始まりで、明治12年(1879)に「靖國神社」と改称されました。国家のために尊い命を捧げられた人々の御霊を慰め、その事績を永く後世に伝えることを目的に創建されたものです。「靖國」という社号も明治天皇の命名によるもので、「祖国を平安にする」「平和な国家を建設する」という願いが込められています。

靖國神社には現在、幕末の嘉永6年(1853)以降、明治維新、戊辰の役(戦争)、西南の役(戦争)、日清戦争、日露戦争、満洲事変、支那事変、大東亜戦争などの国難に際して、ひたすら「国安かれ」の一念のもと、国を守るために尊い生命を捧げられた246万6千余柱の方々の神霊が、身分や勲功、男女の別なく、すべて祖国に殉じられた尊い神霊(靖國の大神)として齊しく祀られています。絵馬かけ処には



はたくさんの方の願いがあり、自分たちが行った短い時間にもたくさんの参拝者が来ていました。

今回靖國神社参拝は短い時間ではありましたが、その中で現在の抱えている問題を知ることができ、何よりも靖國神社を参拝することが私自身にとって非常に大きな意義あるものとなりました。靖國神社を見学し戦争に関してより身近に触れることで、戦争をどこか他人事のように捉えている自分があることを改めて痛感しました。私たち国民一人ひとりに何ができるか考えないといけないと思いました。

## 16. 明治大学博物館

(執筆・編集／中村一貴・澤邊 葵)

明治大学博物館には、考古部門、刑事部門、商品部門の3つの部門についての資料があります。私たちはその中の刑事部門を見学しました。歴史的な拷問具、処刑具の展示や貴重な文献がたくさんありました。その中でも、ギロチンとニュンベルクの鉄の処女のレプリカは国内唯一の展示品です。

実際に拷問道具を目にしてみると、思わず目をそむけたくなるほど痛々しいものでした。文献を読んでいると、無罪である人が死罪になってしまう事件がありました。拷問による自白が罪のない人を罪人にしてしまっていて、言葉が出ませんでした。

私たちはこの展示を見て、人を裁くとはどのようなことか考え、反省していかなければいけないと思います。痛めつけるだけでは真実は得られません。

日本国憲法は国民の人権を守り、尊重されるように定められ、拷問などによる自白は禁止しています。しかし、現在でも冤罪や疑われただけで人生が狂ってしまう人がいます。法で裁くということは一人ひとりの人生が変わってしまうほど重大なことであるため、公平に行われるようにしなければなりません。私たちが法律を学ぶにあたって、法による解決法を正しく理解し、考えていかなければならないと思います。知識を、人びとを守るために使っていけるように大学で法律を学び、身につけていきたいと思いました。

